

# 神石高原町公共交通データ収集・分析及びふれあいタクシーデジタルチケット導入支援業務 委託業務仕様書

## 1. 目的

本仕様書は、本町（以下「委託者」という。）が実施する「神石高原町公共交通データ収集・分析及びふれあいタクシーデジタルチケット導入支援業務」（以下「本業務」という。）に関し、受託者が履行すべき業務の内容、方法、成果物その他必要な事項を定めることを目的とする。

本業務は、町内バス路線及びふれあいタクシーの利用実態を把握するためのODデータの取得・蓄積・分析、交通空白地対策に資する調査・設計、並びにタクシーデジタルチケットの導入支援を通じて、地域公共交通の利便性向上及び持続可能な運行体制の構築を図るものとする。

## 2. 適用範囲

受託者は、本仕様書、契約書及び関係法令等に基づき、誠実かつ適正に本業務を履行しなければならない。

## 3. 業務名

業務名は、神石高原町公共交通データ収集・分析及びふれあいタクシーデジタルチケット導入支援業務とする。

## 4. 履行方針

本業務は、神石高原町における公共交通体系の見直し及び交通空白地対策の検討に必要な基礎データを整備するとともに、利用者利便性の向上に資するタクシーデジタルチケット制度の導入を支援するものとする。

タクシーデジタルチケット制度の設計、要件整理、実装支援及び運用支援を本業務の対象とする。

## 5. 対象地域及び対象交通

対象地域は、広島県神石郡神石高原町全域とする。

主な対象交通は、次に掲げるものとする。

- 1 町営バス路線（神石⇄油木、豊松⇄油木その他委託者が指定する路線）
- 2 町内全域を対象とするふれあいタクシー
- 3 前2号に附帯し、委託者が必要と認める公共交通サービス

## 6. 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日までを基本とし、詳細は委託者が別途指示する。業務報告書等の提出については、2月10日までとする。また、システム運用に関しては、両者協議の上、次年度以降の継続に関しても協議を行う。

## 7. 業務内容

本業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 1 構築体制の確立  
プロジェクトマネージャーをはじめとするシステム構築に必要な要員を確保し、当町と緊密な連絡体制を確立すること。
- 2 公共交通データの取得環境整備  
情報取得に関わる関係者への理解促進や説明等の実施を行い、データ取得に向けた環境づくりを行う。
- 3 ODデータの収集、蓄積及び集計  
町内各路線のOD調査を1,300件/月程度取得し、得られたデータの集計、整理を行う。
- 4 交通空白地及び課題の整理、バス路線の見直しに向けた調査・設計支援  
3で得られたデータ、および各種計画等によって、現状の整理を行った上で、既存バス路線の見直しに向けて、具体的かつ実行可能性の高い計画設計支援を行う。また、計画設計には、他地域の先行事例等を示し、導入効果を具体的に示す。
- 5 タクシーデジタルチケットシステムの提供及び導入支援（提供システムの要件はシステム要件書に記載）
- 6 関係機関協議及び住民説明支援
- 7 前各号に附帯し、委託者が必要と認める業務

## 8. 現況調査

受託者は、町営バス、ふれあいタクシーその他関連交通の運行実態、停留所配置、運行日、運行時間帯、運賃、利用者属性、利用実績その他必要事項を調査し、現況を整理するものとする。

受託者は、人口分布、高齢化率、医療機関、商業施設、公共施設、学校、交通結節点等の立地状況を把握し、交通需要との関係を整理するものとする。

## 9. 公共交通データの取得及び分析

受託者は、委託者と協議のうえ、ODデータを継続的かつ適切に取得するための手法を設計し、月間1,300件程度のデータ取得を目安として、収集・蓄積・集計を行うものとする。

受託者は、取得したデータを基に、利用区間、時間帯別利用傾向、乗降需要、目的地傾向、乗継状況その他必要な指標を分析し、可視化資料を作成するものとする。

受託者は、データの欠損、重複又は異常値の確認を行い、分析に耐えうる品質を確保しなければならない。

## 10. 課題整理

受託者は、前条の分析結果その他の調査結果を踏まえ、交通空白地、利用しづらい時間帯、主要施設へのアクセス課題、運行効率上の課題、制度上又は運用上の課題等を整理するものとする。

課題整理に当たっては、高齢者、免許返納者、通院利用者、買物利用者、通学利用者等の視点に配慮するものとする。

## 11. バス路線変更に向けた調査・設計支援

受託者は、町営バス路線の見直しに向け、複数の検討案を作成し、それぞれについて運行経路、停留所配置、ダイヤ、想定所要時間、想定需要、概算費用、期待効果及び留意点を整理するものとする。

受託者は、道路条件、既存交通との役割分担、ふれあいタクシーとの接続、主要施設へのアクセス、安全性及び住民の利便性を考慮して設計を行うものとする。

受託者は、必要に応じ、試行運行又は実証に向けた設計資料及び実施手順案を作成するものとする。

## 12. タクシーデジタルチケットのシステムの提供及び導入支援

受託者は、町内交通施策として導入するタクシーデジタルチケットについて、制度設計、利用対象者、交付条件、利用上限、利用可能区間又は用途、精算方法、運用フロー及び不正利用防止策を整理するものとする。

受託者は、タクシーデジタルチケットの発行、表示、認証、利用履歴管理、利用実績集計及び管理者確認に必要な機能要件を整理し、導入支援を行うものとする。また、マイナンバーカード空き領域を活用した、認証機能を備えるものとする。

受託者は、利用者向け画面又は紙媒体との併用方法を含め、高齢者等にも配慮した運用方法を提案するものとする。

受託者は、タクシー事業者に対する精算、実績報告及び問い合わせ対応に必要な管理方法を整理するものとする。

導入システムに関しては、他自治体で運用実装の実績が既にあるもの、一定の効果をj得ているものを推奨する。

## 13. 交通DX及びデータ連携要件

受託者は、位置情報、利用履歴、チケット利用実績その他本業務で取得するデータについて、委託者が活用しやすい形式で蓄積・可視化できるよう、必要なDX要件を整理するものとする。

受託者は、将来的な外部API連携、統計処理、運行管理及び施策評価に対応できる拡張性を考慮して、データ項目、連携方式、アクセス権限及び保存方法を整理するものとする。

導入システムに関しては、他自治体で運用実績が既にあるもの、一定の効果をj得ているものを推奨する。

#### 14. 関係機関協議等支援

受託者は、委託者が行う庁内会議、交通事業者との協議、関係機関調整、住民説明会その他必要な場面において、資料作成、説明補助、議事要旨整理その他必要な支援を行うものとする。

受託者は、質疑又は意見を踏まえ、必要に応じて資料の修正及び追加説明を行うものとする。

#### 15. 効果検証

受託者は、本業務に係る効果検証指標として、利用者数、ODデータ取得件数、交通空白地対策の進捗、主要施設へのアクセス性、利用者満足度、タクシーデジタルチケット利用率、運行効率その他必要な指標を整理するものとする。

受託者は、指標ごとの把握方法、算定方法、確認頻度及び評価方法を提案するものとする。

#### 16. 成果物

受託者は、次に掲げる成果物を提出するものとする。

番号	成果物名	内容
1	現況調査報告書	対象交通の運行実態、停留所、運賃、利用実績、地域特性等を整理したもの
2	ODデータ収集・分析報告書	データ取得方法、件数、集計結果、分析結果及び可視化資料
3	課題整理資料	交通空白地、アクセス課題、運用課題等の整理
4	路線見直し検討資料	複数の見直し案、比較評価、概算費用及び効果
5	停留所・ダイヤ設計資料	候補停留所、ダイヤ案、所要時間、接続整理
6	タクシーデジタルチケットシステム導入及び要件書	制度設計、機能要件、運用フロー、精算管理等機能を有すること。また、システム提供は管理者、運営者、利用者等がQRコード、URL等でダウンロードできるものとする。
7	交通DX・データ連携要件書	データ項目、API連携方針、保存・権限管理等
8	協議・説明用資料	会議、協議、住民説明等に用いる資料
9	効果検証指標整理資料	評価指標、把握方法及び確認手順
10	業務完了報告書	業務全体の結果、今後の課題及び提案を取りまとめたもの

#### 17. 成果物の提出方法

成果物は、電子データ及び紙媒体により提出するものとし、提出部数、ファイル形式、提出時期等の詳細は委託者と協議のうえ決定する。

成果物に係る著作権の取扱いは契約書に定めるところによるが、委託者が行政目的で利用することを妨げないものとする。

## 18. 打合せ及び報告

受託者は、業務着手時、中間時及び完了時のほか、委託者が必要と認める時期に打合せを行うものとする。

受託者は、業務の進捗状況、課題及び今後の予定について、委託者の求めに応じて随時報告しなければならない。

## 19. 情報管理及び個人情報保護

受託者は、本業務により知り得た情報を厳重に管理し、委託者の承諾なく第三者に漏らしてはならない。

受託者は、個人情報の保護に関する法令その他関係規程を遵守し、取得するデータを業務目的の範囲内で適正に取り扱わなければならない。

受託者は、業務終了後、委託者の指示に従い、個人情報その他機密情報を返却、削除又は廃棄しなければならない。

## 20. 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、この限りでない。

## 21. 疑義

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

## 22. その他

本仕様書は案であり、契約締結時において委託者と受託候補者との協議により、必要な修正を行うことがある。